

生活保護開始申請書

20 年 月 日

市 区福祉事務所長 殿

申請者

住所 市 区 丁目 番 号

氏名

続柄

申請者代理人

市 区 丁目 番 号 ビル 階

電 話 - -

F A X - -

弁 護 士

記

つぎのとおり生活保護を申請します。

住 所 市 区 丁目 番 号

本 籍 県 郡 町

氏 名

性 別 男

生年月日 昭和25年 月 日(53歳)

職 業 無職

申請者との関係 本人

保護を受けたいわけ

私は、 県 市において、 (株)という旅行代理店の代表取締役を務めて

いましたが、経営が悪化し多額の債務の返済が不能になったことから、平成 年 月に会社を事実上閉鎖して関西方面に夜逃げしました。

その後は友人知人宅に身を寄せて生活をしていましたが、平成 年 月に野宿状態となり、同月 日から自立支援センターに入所するに至りました。

センター入所後は、今までの生活を清算し、新たな生活を自立して営むことができるようにと、弁護士に依頼して過去の負債については自己破産を申し立てるとともに、就職活動に励みました。

その結果、ようやく就職先を見つけることができましたが、11月5日から働き始めたとしても、初回の給料支払日が12月25日となります。また、自立支援センターの入所期限が11月15日までと限られていますが、現在、預貯金が合計17万円しかなく、退所後のアパートや家具什器の確保のための資金が足りません。

については、退所後アパート確保のために必要な敷金や家具什器備品代の不足分と最低生活費を上回る給料が出るまでの生活費及び住宅費について保護費を支給して頂きたいと申請します。

〔代理人弁護士の意見〕

#### 1 本申請に至る経緯

本件は、当職が、自立支援センター における法律相談において申請者の相談を受け、自己破産申立ての代理人に就任したことから、本申請代理も受任したものである（自己破産申立事件については、本年 月 日、申立をし、11月10日に破産審尋が予定されている。大阪地方裁判所平成 年（フ）第 号）。

#### 2 補足性の原理（稼働能力の活用）について

生活保護法4条が定める補足性の原理については、稼働能力があっても、それを現実に活用しうる環境がなければ補足性の要件に欠けることはないと解さ

れている。「補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても、実際に活用できる場がなければ、『利用し得る能力を活用していない』とは言えない」のである（名古屋地方裁判所平成8年10月30日判決。名古屋高等裁判所平成9年8月8日判決同旨）。この点については、厚生労働省も、「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護の適正な実施に努めること」としているところである（平成14年社援保発第0807001号、平成14年8月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）。

申請者は現在53歳であって稼働年齢層ではあるが、就労支援施設である自立支援センターに入所し、6カ月にわたって真摯に就職活動を行ったうえで、現在、ようやく就職先（株）を確保したものであって、上記の補足性の要件に欠けるところがないことは明らかである。

### 3 要保護性について

上記の通り、自立支援センター退所後の住居を確保するに十分な資力がなく、その後も初回給料が支払われるまでの収入がない以上、申請者に要保護性が認められることは自明である。

この点、申請者による本年10月 日付保護申請を担当した職員（当該職員は、当職の指導による申請者の質問に対しても氏名を名乗ろうとしない）は、本年10月 日、申請者に対して、申請者が手取り月額約14万円と見込まれる就職先に就労する見込みができたことをもって要保護性が否定されるかのごとき説明を行った。しかしながら、センターを退所する時点において現実に収入がない以上、申請者が要保護状態にあることは明らかであり、その後、申請

者が現実に最低生活費以上の賃金を手にした場合に初めて、まずは、保護を停止し、最低生活費以上の賃金を継続して得られることに現実性が認められた場合に保護を廃止するというのが生活保護法の建前であり、厚生労働省の通達である（添付の問答第7の12参照）。したがって、上記の担当職員の説明が誤りであることは明らかである。

#### 4 借金の整理について

申請者には多額の負債があるが、そもそも、負債があることをもって保護の適用を否定すべき理由は一切ない。しかも、この点については、当職が自己破産申立ての代理人に就任し、前述のとおり破産申立もしていることから、保護費が借金の返済に充てられるおそれも皆無である。

#### 5 まとめ

以上のとおり、申請者について保護の要件に欠けることがないことは明らかで

あるから、本申請書を受理し、すみやかに調査のうえ、申請者について、11月15日の自立支援センター退所と同時に保護（敷金、家具什器費、布団代の不足分及び賃金収入を得られるまでの生活費、住宅費）を開始されたい。

なお、本件は自立支援センター退所予定者が保護申請を行うものであるが、厚生労働省通知も「自立支援センターに入所し就労努力は行ったが、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者は、改めて保護の要件の確認を行い、必要な保護を行う」としている。自立支援センターを退所する者が再び野宿に戻ることがないように、また、上記の厚生労働省の通知の趣旨を生かすように、同通知に従った保護が速やかに実施されるべきことを強く要請する。

添 付 資 料

- 1 住民基本台帳（申請者）
- 2 戸籍全部事項証明（申請者）
- 3 自立支援センター在籍証明書（申請者）
- 4 郵便貯金総合通帳
- 5 求人票
- 6 厚生労働省社会・援護局保護課・生活保護関係全国係長会議資料「ホームレスに対する生活保護の適用について」
- 7 生活保護手帳（該当部分写し）

以 上